

政策会議 議事概要

開催日	令和4年7月5日	場所	市役所本庁 3階庁議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	小椋・松本奨学金の見直しについて		
総合計画での位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【17】学校教育の充実		
総合戦略での位置付け	【産み育てる】少子化対策		
現状	<p>小椋奨学金は大学生を対象に月額40,000円以内の貸与を行い、松本奨学金は高校生を対象に月額15,000円以内の貸与を行っている。令和4年度は小椋奨学金の継続貸与者3名へ貸与を行っている。小椋奨学金・松本奨学金ともに令和4年度の新規貸与者はない。</p> <p>これまでの出資者との協議において、平成29年に今後の奨学金のあり方について、宍粟市には大学生を対象とした奨学金の制度がなかったため、対象者を宍粟市全域に広げていただけないと打診したが、波賀町が過疎化することがわかってきたから、奨学金を活用して大学へ行き、波賀町に戻ってきて先頭になってやってほしいというのが先代の強い思いであって、宍粟市全体に広げることは出来ない。波賀町の子どもが借りられなくなると、当初の思いとは異なるので、波賀町内の子どもたちへの制度で継続してほしい。また、今ではほとんどの子どもが帰ってこないため、帰ってきたら返済を免除するといった、帰ってくることが魅力の一つとなるような施策を考えてほしいとの回答があった。</p> <p>松本奨学金については、高校の授業料の無償化により平成30年度以降は申請がなく、小椋奨学金についても申請者が少ないので、出資者の意向を優先し大切にすることを前提に教育委員会で制度の見直しを検討し、必要に応じて条例等の改正をさせていただきたいと出資者に提案した。</p> <p>令和4年度はどちらの奨学金も申請がなく、このような状況を改善するため、条件付返済免除制度の創設について出資者と協議調整を行い、見直し案の了承をいただいている。</p>		
課題	新規貸付者が減少しているため、基金が有効に利用されていない状況にある。		
決定事項	<p>【貸与額の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小椋奨学金は、現行の月額40,000円以内から月額50,000円以内に増額する。 ※日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与額をもとに金額を設定 ・松本奨学金は、現行の月額15,000円以内から月額10,000円以内に減額する。 ※高校授業料の無償化および、授業料以外の諸費が月1万円程度必要であることを考慮し金額を設定。田中登奨学金と金額を統一。 <p>【返済免除制度の創設】</p> <p>条件付きの返済免除制度を設ける。 条件を満たす場合、高校は返済月額の全額、大学は返済月額の半額を猶予することができ、返済免除にかかる猶予期間が高校は5年経過で貸与額の全額、大学は8年経過で貸与額の半額を免除することができることとする。</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学生が宍粟市内に住所を有しかつ居住していること ・就労していること ・市税等に滞納の無いこと <p>【条例等について】</p> <p>「宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正」について、9月議会で提案する。</p>		